

に云ふ。往昔金城追手先なる津田玄蕃の邸地に小祠ありて、爰に鎮座ありしが、如何の故にや、其の後舊藩作事所に安置せし處、種々靈驗奇端(地)の事などあり。故に作事所より、卯辰感應寺の境内に祠を造營して、爰に鎮座なし奉り、作事所掛りの棟梁大工共より修繕を加へ、祭祀料の扱ひも作事所よりなしたり。故に御作事所の天神とも呼べり。然るに廢藩後は、氏子もなくして永續の目途もなく、社祠も追々破壊するに付き、明治四年一月卯辰祇園社へ合併なりたり。

○金澤山國運寺址

其の遺蹟は感應寺跡の南方也。國運寺は臨濟宗妙心寺派の禪刹にて、初め伊勢國松坂にありしを、元和元年の頃、開山東院和尚勢州より加州へ來り、大豆田河原に寺建立之所、藩之用地と成り中絶す。然るに寛文十一年卯辰觀音山下にて、地子地に草庵造立之處、延寶七年洪水にて流失し、寺地崩れ、元祿八年卯辰山瓦焼の下にて寺地渡り再建。其の後寶曆に至り、無住にて永續の目途無之、末刹鷹匠町下瑞光寺へ合併して、寺院取盡み、跡地は瑞光寺の持地と

なし來るといへども、明治廢藩の後上地す。といへり。國運寺由來書等左に記載す。

由來就御尋申上候。

當寺開闢者、勢州松坂に而吉田織部殿菩提所國運寺与申候。元和元年之頃、東院和尚御當地へ罷越、春香院様・村井飛驒殿御懇意を以、大豆田河原にて寺地二千歩拜領仕、寺建立致し罷在候。此段申傳へ候。其後居屋敷爲御用地被召上、町屋に被仰付候由に御座候。其以後居屋敷替地不被召候故、中絶罷在候。然處承應三年以前の寺屋敷御用に被召上候分は、替屋敷御渡可被下旨寛文十一年之頃御觸に付、右之首尾御斷申上候へば、寺社御奉行衆被遂御吟味、古跡紛無御座候故、右爲替屋敷卯辰觀音山下に而地子屋敷に被仰付、結草庵十ヶ年居住仕罷在候處、延寶七年之洪水にて居屋敷崩れ候に付、右之屋敷指上申候。其後替地之儀御願申上候へば、元祿八年に卯辰山瓦焼之下御渡被下、寺致建立、則只今罷在候地に御座候。從元和元年今年に至り、百九十二年相成申候。當時無住に付、拙寺兼帶仕候。右當寺地子地之外、由來御寄進狀等無御座候。以上。

金澤鷹匠町下瑞光寺兼帶

文化三年丙寅四月

國運寺

傳燈寺

書付を以申上候

一、拙僧師祖東院、五十年前勢州松坂より御當地へ罷越、國運寺と申、才川之下に罷在候。弟子は愚溪一人に而御座候處、愚溪は瑞光寺住持相勸申候故、右國運寺愚溪外に住持仕候者無御座候に付、寛永七年以來相續不仕候。唯今取建、東院孫弟子住持爲致申度候間、御地子屋鋪御渡可被下候は、雖有奉存候。國運寺先屋鋪步數六百歩に御座候。只今御渡被下候屋鋪は、步數如何様共御公儀次第に奉存候。此旨寺社御奉行所被仰上可被下候。以上。

寛文十三年九月廿一日

瑞光寺印

傳燈寺

書付を以申上候。

當寺居屋敷、先年卯辰觀音東之方地子地に罷在候處、右之屋鋪延寶七年之洪水に而崩申に付、替地之儀申上候處に、願之通地子地に被仰渡候。就夫卯辰感應寺南之谷合、御

普請會所付土取場畑下之地子地に罷成、三百歩許御座候間、右之所にて替地相渡候様に、寺社御奉行被仰上可被下候。以上。

元祿八年六月十三日

國運寺先住弟子宗蜀 印

傳燈寺

覺

一、二百拾八歩四厘

百姓地

一、二百六歩

地子地

一、四百二十四歩四厘

右當寺境内步數如斯御座候。以上。

寶曆五年亥二月廿四日

河北郡卯辰國運寺看司知量

傳燈寺看司兼帶 普明院看司

加州金澤府金澤山國運寺者、我關山派之僧徒住持來候。依之爲當山之末寺著明也。永可令子孫相續。至祝至禱。

延寶三年二月十一日

聖澤院宋演 印

靈雲院東邸 印

東海庵素猷 印

龍泉庵玄周 印